

市長提出予定案件

- 議案第1号 専決処分の報告について（高石市市税条例の一部を改正する条例制定について）
- 議案第2号 専決処分の報告について（令和5年度高石市一般会計補正予算）
- 議案第3号 令和5年度高石市一般会計補正予算
- 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

議案第1号

専決処分の報告について（高石市市税条例の一部を改正する条例制定について）

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和5年5月18日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、本市の市税条例について所要の改正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日
高石市長 阪口伸六

高石市市税条例の一部を改正する条例

高石市市税条例（昭和 59 年高石市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条中「第 5 号の 15 様式」の次に「若しくは第 5 号の 15 の 2 様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第 44 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 5 項中「延滞金額」を「延滞金」に改め、「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 45 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 100 条第 1 項中「によつて」を「により」に改め、「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加え、同条第 5 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第 102 条の 3 第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

附則第 13 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 15 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 13 項を削る。

附則第 15 条の 4 第 6 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改める。

附則第 31 条の 2 を削り、附則第 31 条の 2 の 2 を附則第 31 条の 2 とし、附則第 31 条の 2 の 3 を附則第 31 条の 2 の 2 とする。

附則第 31 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 33 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」

に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第33条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第37条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第44条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の高石市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の高石市市税条例附則第31条の2の3及び第31条の6に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第33条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税種別割については、なお従前の例による。

高石市市税条例新旧対照表

新	旧
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)
<p>第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。</p>	<p>第38条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によつて納入しなければならない。</p>
(法人の市民税の申告納付)	(法人の市民税の申告納付)
<p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第44条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書（第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
2～4 略	2～4 略
<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
6～16 略	6～16 略
(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)	(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)
<p>第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p>	<p>第45条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p>
<p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント</p>

の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第100条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第99条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第99条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第102条の3第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第102条の3 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第13条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置

(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第100条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第99条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第99条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第102条の3第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第102条の3 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第13条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置

法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第15条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第64条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第15条の2 略

2 略

3 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 略

2～5 略

6 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 略

(読替規定)

第15条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第64条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

2 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第15条の2 略

2 略

3 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 略

13 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第15条の4 略

2～5 略

6 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

第31条の2・第31条の2の2 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第31条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第31条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第31条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第86条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第31条の2の2・第31条の2の3 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第31条の6 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第87条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第33条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適

用の乗用のものに限る。)に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第33条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第37条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第44条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事

用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第33条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第37条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第44条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス

のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の高石市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の高石市市税条例附則第31条の2の3及び第31条の6に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第33条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税種別割については、なお従前の例による。

ス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の規定を適用する。

議案第2号

専決処分の報告について（令和5年度高石市一般会計補正予算）

別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和5年5月18日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 子育て世帯生活支援特別給付金を早期に支給するにあたり、令和5年度高石市一般会計予算の補正をする必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月27日
高石市長 畑 中 政 昭

令和5年度高石市一般会計補正予算

令和5年度高石市一般会計補正予算

令和5年度の高石市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109,441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,656,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		4,993,798	109,441	5,103,239
	2. 国庫補助金	776,868	109,441	886,309
歳入	合計	25,546,781	109,441	25,656,222

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		11,511,661	109,441	11,621,102
	2. 児童福祉費	4,388,705	109,441	4,498,146
歳 出	合 計	25,546,781	109,441	25,656,222

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	4,993,798	109,441	5,103,239
歳入合計	25,546,781	109,441	25,656,222

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
3. 民生費	11,511,661	109,441	11,621,102	109,441	0	0	0	0
歳 出 合 計	25,546,781	109,441	25,656,222	109,441	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	257,944	109,441	367,385	2. 児童福祉費補助金	109,441	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 100,000 子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 9,441
計	776,868	109,441	886,309			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	1,714,403	109,441	1,823,844	109,441					1. 報酬	3,132	子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 給付事業費 51,472 1 報酬 3,132 会計年度任用職員報酬 3,132 3 職員手当等 2,121 期末手当 640 時間外勤務手当 1,481 8 旅費 29 費用弁償 29 10 需用費 210 消耗品費 160 印刷製本費 50 11 役務費 518 通信運搬費 227 手数料 291 12 委託料 462 システム改修等業務委託料 462 18 負担金補助及び交付金 45,000 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) 給付事業費 57,969 3 職員手当等 1,481
									3. 職員手当等	3,602	
									8. 旅費	29	
									10. 需用費	371	
									11. 役務費	1,086	
									12. 委託料	1,221	
									18. 負担金補助及び交付金	100,000	

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
										時間外勤務手当 1,481	
										10 需用費 161	
										消耗品費 111	
										印刷製本費 50	
										11 役務費 568	
										通信運搬費 242	
										手数料 326	
										12 委託料 759	
										システム改修等業務委託料 759	
										18 負担金補助及び交付金 55,000	
										子育て世帯生活支援特別給付金(その他低所得世帯分) 55,000	
計	4,388,705	109,441	4,498,146	109,441							

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (360) 298	千円 592,177	千円 1,151,173	千円 927,714	千円 2,671,064	千円 568,034	千円 3,239,098	
補正前	(358) 298	589,045	1,151,173	924,112	2,664,330	568,034	3,232,364	
比 較	(2) 0	3,132	0	3,602	6,734	0	6,734	

()内は再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	時間外勤務手当
		千円	千円
	補正後	388,071	59,136
	補正前	387,431	56,174
比 較	640	2,962	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (5) 298	千円 -	千円 1,151,173	千円 811,933	千円 1,963,106	千円 441,056	千円 2,404,162	
補正前	(5) 298	-	1,151,173	808,971	1,960,144	441,056	2,401,200	
比 較	(0) 0	-	0	2,962	2,962	0	2,962	

()内は再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務 手当
	補正後	千円 59,136
	補正前	56,174
	比 較	2,962

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (355) -	千円 592,177	千円 -	千円 115,781	千円 707,958	千円 126,978	千円 834,936	
補正前	(353) -	589,045	-	115,141	704,186	126,978	831,164	
比 較	(2) -	3,132	-	640	3,772	0	3,772	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当
	補正後	千円 115,781
	補正前	115,141
	比 較	640

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 3,602	千円 その他の増減分 3,602	その他の増減	3,602 千円

議案第 3 号

令和 5 年度高石市一般会計補正予算

令和5年度高石市一般会計補正予算

令和5年度の高石市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ260,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,916,222千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月18日提出
高石市長 畑 中 政 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		5,103,239	260,000	5,363,239
	2. 国庫補助金	886,309	260,000	1,146,309
歳入	合計	25,656,222	260,000	25,916,222

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		11,621,102	260,000	11,881,102
	1. 社会福祉費	5,261,543	260,000	5,521,543
歳 出	合 計	25,656,222	260,000	25,916,222

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金	5,103,239	260,000	5,363,239
歳入合計	25,656,222	260,000	25,916,222

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
3. 民生費	11,621,102	260,000	11,881,102	260,000	0	0	0	0
歳 出 合 計	25,656,222	260,000	25,916,222	260,000	0	0	0	0

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助 金	20,114	260,000	280,114	1. 総務管理費補助 金	260,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 260,000
計	886,309	260,000	1,146,309			

3 歳 出

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源					区 分	金 額	
				国庫支出金	府支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	2,730,297	260,000	2,990,297	260,000					1. 報酬	2,344	住民税非課税世帯に対する生活支援給付金給付事業費 260,000
									3. 職員手当等	629	1 報酬 2,344 会計年度任用職員報酬
									8. 旅費	70	2,344
									10. 需用費	914	3 職員手当等 629 期末手当 254 時間外勤務手当 375
									11. 役務費	6,876	8 旅費 70 費用弁償 70
									12. 委託料	8,867	10 需用費 914 消耗品費 714
									13. 使用料及び賃借料	300	印刷製本費 200
									18. 負担金補助及び交付金	240,000	11 役務費 6,876 通信運搬費 2,476 手数料 4,400
									計	5,261,543	260,000

[I] 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (362) 298	千円 594,521	千円 1,151,173	千円 928,343	千円 2,674,037	千円 568,034	千円 3,242,071	
補正前	(360) 298	592,177	1,151,173	927,714	2,671,064	568,034	3,239,098	
比 較	(2) 0	2,344	0	629	2,973	0	2,973	

()内は再任用短時間勤務職員数及びパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当	時間外勤務手当
		千円	千円
	補正後	388,325	59,511
	補正前	388,071	59,136
比 較	254	375	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (5) 298	千円 -	千円 1,151,173	千円 812,308	千円 1,963,481	千円 441,056	千円 2,404,537	
補正前	(5) 298	-	1,151,173	811,933	1,963,106	441,056	2,404,162	
比 較	(0) 0	-	0	375	375	0	375	

()内は再任用短時間勤務職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	時間外勤務 手当
	補正後	千円 59,511
	補正前	59,136
	比 較	375

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	人 (357) -	千円 594,521	千円 -	千円 116,035	千円 710,556	千円 126,978	千円 837,534	
補正前	(355) -	592,177	-	115,781	707,958	126,978	834,936	
比 較	(2) -	2,344	-	254	2,598	0	2,598	

()内はパートタイム会計年度任用職員数で外書です。

職員手当の内訳	区 分	期末手当
	補正後	千円 116,035
	補正前	115,781
	比 較	254

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
職員手当	千円 629	その他の増減分	千円 629 その他の増減	629 千円

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

裏面のとおり専決処分したので報告する。

令和5年5月18日提出
高石市長 畑 中 政 昭

提案理由 地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 1 8 日
高石市長 阪 口 伸 六

損害賠償額の決定について

市は、次のとおり損害賠償する。

1 賠償の理由

令和 4 年 1 1 月 1 5 日、高石市西取石 3 丁目 2 2 - 1 付近において発生した接触事故について、国家賠償法第 1 条第 1 項の規定により損害賠償するもの。

2 賠償する相手方 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

3 賠償金額 金 2 3 0, 0 0 0 円

4 賠償の方法 現金支払